- ここに掲載されている物件は、ホームページ掲載日から3ヶ月間、公用・公共用利用のための取得等要望を受け付けます。 なお、次に掲げる場合には、売却による取得のほか、定期借地権を設定した貸付けも可能です。 福祉施設(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設をいい、認定こども園を除く。以下同じ。)又は認定こども園 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条に規定する認定こども園の用に供する施設をいう。以下 同じ。)の用に供する場合(地方公共団体が借受け、福祉施設又は認定こども園を経営する事業者に転貸する場合を含む。) 認定こども園又は福祉施設とその他公的施設(予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第99条第21号等の規定により随意契約が可能な施設に限る。)の
- 用に供する場合 医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項及び第2項に規定する病院又は診療所をいう。)の用に供する場合(地方公共団体が地方公共団体に
- 代わって医療施設を経営する事業者に転貸する場合も含む。) ご要望に当たっては、以下の留意事項を必ずご確認のうえ、各物件を管轄する財務局・各財務事務所・出張所の担当課(統括)へ直接お問い合わせください。

【留意事項】

- ・ ご要望を受け付けることができるのは、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第99条第21号等の規定により随意契約により契約することができる地方 公共団体又は公益法人その他の事業者となります。

- 5. 契約締結前に地下埋設物、土壌汚染等の存在が明らかとなった場合において、予定価格を再算定する等の対応に相応の時間を要したことにより、取得等要望を 行った者に損害が生じても国はその責めを負いません。 6. 所轄庁から、施設等の設置認可の申請に対する結果の通知を受けた場合には、速やかにその通知の写しを提出いただくこととなります。
- - (注)

準住居地域・・・・準住居 田園住居地域・・・・・・田園住居 用途地域の定めなし・・・・指定なし

工業地域・・・・工業 工業専用地域・・・工業専用

・記載事項は掲載時点のものであり、今後、分合筆や物件調査等の結果、変更となる場合があります。

令和7年8月7日現在

| 整理番号 | 所在地 | 登記 地目 | 面積 (平方メートル) | 用途地域 | 建蔽率/ 容積率 (パーセント) | 事務所等 | 担当 | 電話番号 | 受付期限 | 処分等 可能予定時期 | 地域の整備計画 等に係る地方公 共団体の意見 | 備考 |
|------|----------------------|----------|----------------|------|------------------------|------|---------------------------|----------------------------|-----------|---------------|------------------------------|----|
| | 滝川市 東滝川町1丁目459番86 | 宅地 | 344. 75 | 二種低層 | 50/100 | 本局 | 第3統括国有 財産管理官 第3グループ | 011-709- 2311 (4475) | 令和7年11月6日 | 令和8年度 | ı | |
| | 伊達市 館山下町2番99 | 原野 | 298. 89 | 一種中高 | 60/200 | 本局 | 第3統括国有 財産管理官 第1グループ | 011-709- 2311 (4476) | 令和7年11月6日 | 令和8年度 | ı | |

[「]地域の整備計画等に係る地方公共団体の意見」欄には、令和元年9月20日付財理第3206号「最適利用に向けた未利用国有地等の管理処分方針について」通達 記第6-2の規定に基づき確認した地域の整備計画等に係る意見(意見があった場合に限る。)を掲載しております。